

## 「事業戦略対応まとめ審査」について

### 1. まとめ審査の概要

従来は、互いに技術的に密接に関連した一群の出願（関連出願群）について、技術説明・面接などを通じ技術内容を体系的に把握し、統一した判断基準により一括して審査を進める「関連出願連携審査」が行われていました。

しかしながら、各企業の事業戦略を支援するためには、単に技術的に関連する出願群だけでなく、

- 1) 事業に関連した広範な出願群を対象とした審査、
- 2) 事業展開に合わせたタイミングでの権利化を支援する審査、
- 3) 事業の背景や技術間のつながりを理解した上で、事業に即した権利の質を担保する審査、

といったサービスの提供が必要になると考えられました。

そこで、平成25年4月から、「関連出願連携審査」を発展させる形で、ユーザーが望む特許網を形成するために必要な出願について適時に権利化を可能とするために、各分野の審査官が連携しながら審査を行う「事業戦略対応まとめ審査」（以下、単に「まとめ審査」と称します。）が開始されました。

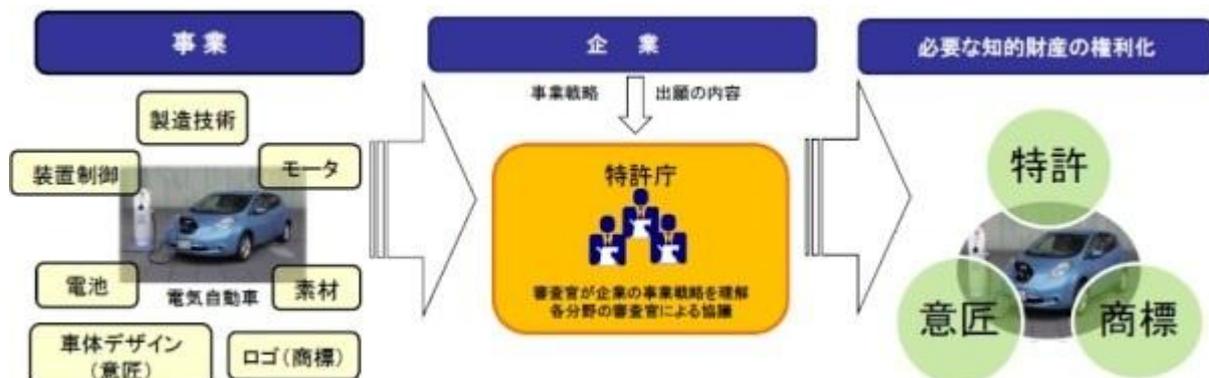
### 2. まとめ審査の対象となる出願群

新規な事業や、国際展開を見据えた事業に関連する製品やサービス等を構成するための複数の特許出願からなる出願群であって、

- 1) 原則として、審査着手前の出願であること、
- 2) 出願群に含まれる特許出願のうち、少なくとも1つは、「外国関連出願」, 「実施関連出願」のいずれかの要件を満たしていること、
- 3) 新規な事業や、国際展開を見据えた事業の中に位置づけられる特許等からなる出願群であること、

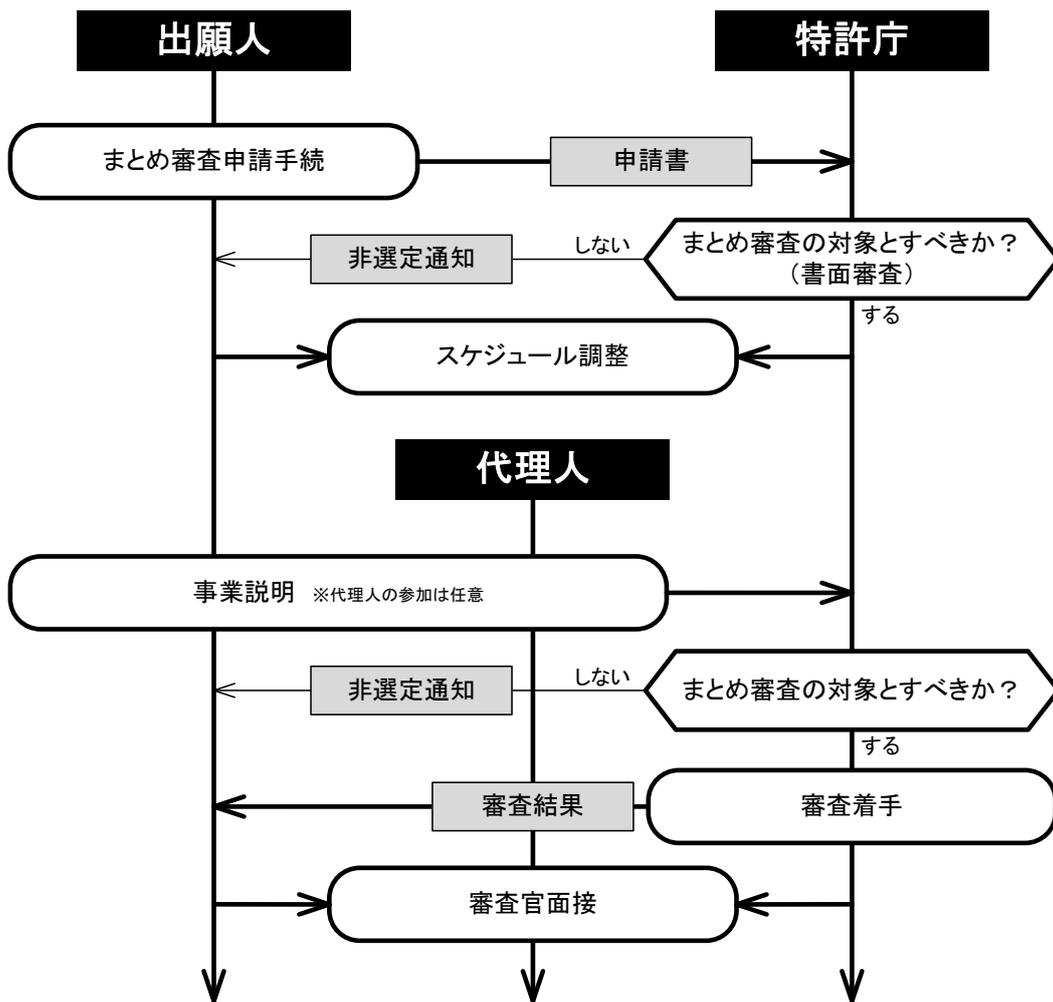
の3つの要件をすべて備えたものが、まとめ審査の対象となります。

なお、出願群には、特許出願だけでなく、意匠登録出願及び商標登録出願を含むこともできます。出願群として申請する出願件数には上限は設けられていませんが、まとめ審査を効率よく実施するという観点から、1回の申請あたり20件程度が上限の目安とされています。



〔出典〕特許庁「事業戦略対応まとめ審査について」

### 3. まとめ審査の手続



### 4. まとめ審査のメリット

#### (1) 権利化のタイミング

出願時期や審査請求時期、審査担当部・審査室が異なっても、例えば製品の生産開始時期に合わせるなど、出願人が希望するタイミングでの権利化を支援してもらえます。

#### (2) 作業効率の向上

事業説明を行うことで、審査官は、事業の概要や事業における発明の位置づけを正確に把握した上で審査を行うので、的外れな先行技術文献を引用した拒絶理由や、無理な論理付けによる拒絶理由などが通知されることが防止されます。

また、関連案件をまとめて処理できるので、別々に処理する場合と比較して、出願人及び代理人の作業効率の向上が見込まれます。

#### (3) 特許網の形成

関連案件が同じ時期にまとめて審査されるので、案件ごとに重複しないように権利化の方針を決めることができます。これにより、別々のタイミングで各案件の権利化の方針を決める場合と比較して、効率よく特許網を形成することができます。

### 5. まとめ審査の活用例

**(1) ダンロップスポーツ株式会社**

- 1) 2012年に、ゴルフクラブ「ゼクシオ セブン」に関する出願10件について特許を取得。
- 2) 2013年に、ゴルフボール「ゼクシオ XD-AERO」, 「スリクソン Z-STARシリーズ」に関する出願24件について特許を取得。
- 3) 2014年に、ゴルフクラブ「ゼクシオ エイト」に関する出願12件について特許を取得。
- 4) 2015年に、ゴルフクラブ「ゼクシオ ナイン」に関する出願11件について特許を取得。

**(2) ユニ・チャーム株式会社**

赤ちゃん用紙おむつ「ムーニー エアフィット®」に関する特許出願及び商標登録出願についてまとめ審査を実施。

**(3) キヤノン株式会社**

業務用プリンタに関する40件の出願を8つの群に分け、そのうち6つの群について月1回審査官面接を実施。